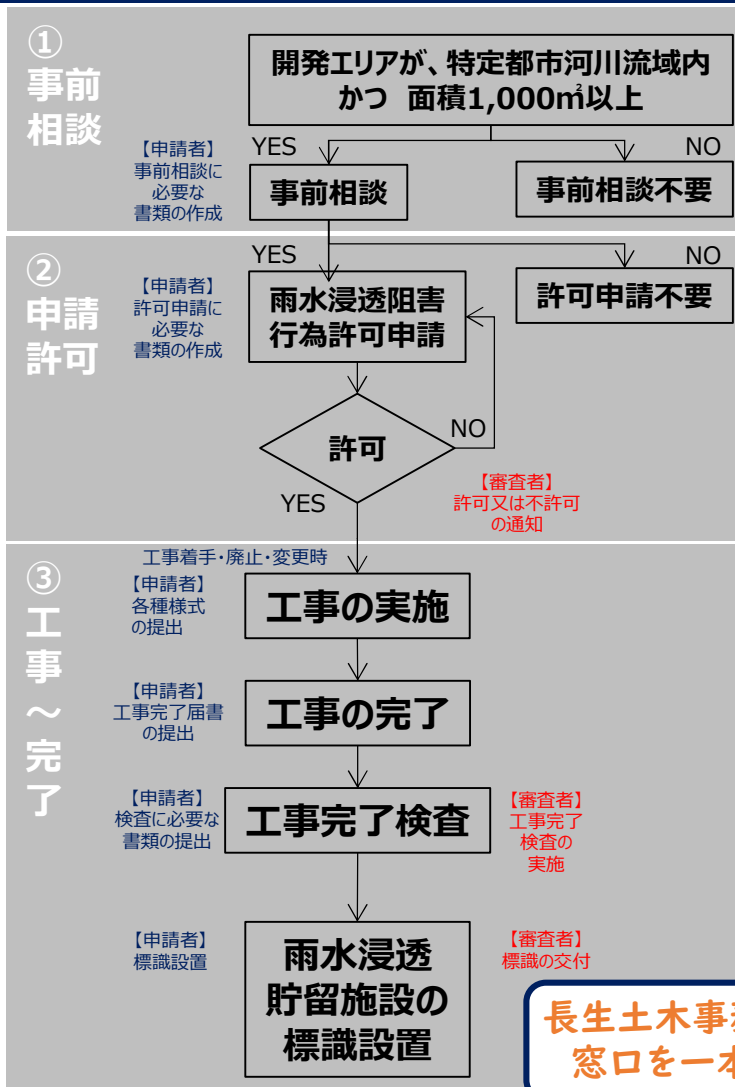


一宮川流域の特定都市河川指定について

R7.3.17
資料2-9
河川整備課

- 一宮川流域が特定都市河川流域に指定され、雨水浸透阻害行為（面積1,000m²以上）に対して、知事の許可が必要になり、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられた。

雨水浸透阻害行為の許可申請フロー



長生土木事務所に
窓口を一本化！

許可申請状況

件数	事前相談	許可申請	許可	完了
茂原市	19	12	10	4
一宮町	9	4	4	1
睦沢町	1	1	1	0
長生村	1	0	0	0
長柄町	3	3	1	0
長南町	4	1	1	0
合計	37	21	17	5

R7.3現在

茂原市早野



未舗装地から宅地になった場合の対策例

問い合わせ先／千葉県 長生土木事務所 調整課
TEL 0475-26-3702

「雨水浸透阻害行為の許可申請の手引」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kasei/tokuteitoshikasen/kasenshitei.html>